

## 一般事業者向け 新型コロナウイルス感染症 Q&A

質問1 事業所で感染者がでた場合、事業所を休業しなければならないのですか。

保健所から事業所等に対して休業要請をすることは通常ありません。例外的に以下のような場合には、営業の自粛をお願いすることがあります。

- 1) 事業所内の汚染が高度で、消毒や除染が困難である場合。
- 2) 濃厚接触者にあたる従業員が健康診断（PCR 検査）や行動の差し控えに応じず、感染の拡大が懸念される場合。

いずれの場合も、法的な強制力を伴う要請ではありません。

質問2 事業所で感染者が出た場合、どこまでが濃厚接触者になりますか。

濃厚接触者とは、

- ・患者と同居あるいは長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触があった者

等と定義されています。

濃厚接触者となるかどうかは、上記基準を元に保健所が調査のうえ、総合的に判断・決定します。感染者が適切にマスクを使用できていた場合、周囲への感染リスクは非常に低減するとされており、濃厚接触者の人数を抑えることができます。熱中症に十分気を付けながら、従業員の方のマスク着用をお願いします。

質問3 事業所で感染者が出た場合、社員はどこまで休ませるべきですか。

濃厚接触者に特定された方は、保健所から指示された期間（最終接触から2週間）は、人と対面する仕事や不要不急の外出をお控えいただくことになります。また、濃厚接触者は全員にPCR検査を受けていただきますが、たとえ PCR検査結果が陰性であっても経過観察期間は短縮されません。

ただし、人との接触がない形であれば、濃厚接触者の方でも仕事をしていただくことは可能です。

質問4 (感染者が出た場合) 消毒は何をどこまでしたら良いですか。

保健所は患者が利用した施設の管理者に対して消毒命令を出し、消毒は施設側にお願いしています。

#### 消毒方法

- ①消毒液 0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液\*1  
消毒用エタノール（濃度70%～95%、手に入らない場合は60%台でも可）等
- ②消毒方法 消毒液を浸した使い捨ての布等で拭き取る
- ③消毒場所 人がよく触るハイタッチエリア（例：机、ドアノブ、スイッチ、手すり、共用パソコンのキーボードなど）
- ④注意事項 消毒する際は、使い捨てマスク・使い捨て手袋・使い捨てガウン（なければゴミ袋などでも代用可）を着用した上で行うことを推奨

報道では、消毒業者による大々的な消毒場面が報じられることがありますが、国立感染症研究所は上記の消毒で十分であるとの見解を示しています。また、ウイルスは環境中3日程度で消えるといわれており、患者の最終出勤日からしばらく経過している場合には、消毒自体が不要となる場合もあります。

\*1 次亜塩素酸ナトリウム水溶液の作り方

厚生労働省・経済産業省・消費者庁リーフレット

「新型コロナウイルス対策『身のまわりを清潔にしましょう。』」参照

質問 5 感染者発生後の保健所への連絡や対応などの流れが全く分からないから不安です。

ウイルス検査（PCR 検査等）の結果、職員の新型コロナウイルス感染症が確定（以後患者という）した場合、医療機関は保健所へ患者発生の届け出をします。

① 医療機関が保健所へ患者発生届を提出

医師は患者に診断名を告げ、保健所から調査がある旨を説明します。

↓

② 保健所が患者から聞き取り調査

↓ 事業所内で感染拡大の恐れがあると判断した場合

③ 保健所が事業所に電話調査（必要時立ち入り調査）

患者から了解を得た上で、保健所は職場の所属長や衛生担当者に連絡します（事前に連絡窓口を決めていただくと連絡がスムーズです。）。

保健所の調査の内容

○濃厚接触者調査 … 感染危険期間に患者と接触した従業員の中から、濃厚接触者を特定します。

○感染源調査 … 患者の発症 14 日前から当日までに、事業所内で新型コロナウイルス感染症を疑う症状の人がいなかったかを調べ、すでにクラスターが発生している可能性がないかを確認します。

○汚染範囲の確定 … 消毒するエリアを特定します。

↓

④ 事業所が施設を消毒

保健所は施設長に対して消毒命令を行い、消毒は施設側で実施します（消毒方法は、質問4参照）。

↓

⑤ 濃厚接触者の PCR 検査と健康観察

濃厚接触者は、患者との最終接触日から 2 週間、不要不急の外出や人と対面する仕事を控え、健康観察をしていただきます。また、保健所が指定した場所で、後日 PCR 検査を受けていただきます。

質問6 感染者発生後に、岡山市が店名を公表するのはどのような時ですか。

不特定多数の方が利用する事業所・店舗等において感染者集団（クラスター）が発生し、利用者の健康診断（PCR 検査）が必要であると判断した場合に、保健所が店名等を公表することがあります。公表する際には、患者本人や施設長等の同意と理解が得られるよう努めておりますが、店舗等を利用した方の連絡先が把握できない場合など、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするために必要と判断した場合には、同意の有無にかかわらず公表します。公表に当たっては、感染者に対して不当な差別や偏見が生じないよう個人情報の保護に留意してまいります。

ただし、感染者集団（クラスター）が発生した場合でも、店舗等を利用した方の連絡先が把握できず、追跡調査が可能な場合には、店名を公表しません。

不特定多数の方が利用する店舗等では、連絡先等の把握にご協力をお願いします。

質問7 感染予防対策は何をどこまでやればよいですか。

感染拡大防止のための取組みについては、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（内閣官房ホームページ）」\*2 をご活用ください。また、岡山県内の流行状況に応じて、岡山県庁ホームページに事業者やイベント等主催者への協力のお願い等が掲載されますので、ご参考にしてください。

特に、マスクの着用や咳エチケットの徹底、飲食前の手洗いの徹底、換気対策、ハイタッチエリア（人がよく触る場所）の消毒は感染症対策の中でも重要です。また、濃厚接触者が増えることが多いのは、休憩室でのおしゃべりをしながらの飲食や喫煙時です。静かに食べる、対面の席で食べない、休憩室や喫煙室が3密にならないようにする、おしゃべりをする場合はマスクを着用してからにする等の工夫が必要です。

また、密閉した空間で大きな声を出す、歌を歌う（カラオケなど）、運動するなどの場面では、空気中を微細な飛沫（エアロゾル）が漂い感染するマイクロ飛沫感染のリスクが高まりますので、換気の悪い部屋\*3 では特にご注意ください。

\*2 内閣官房ホームページ新型コロナウイルス感染症対策

「業種ごとの感染予防ガイドライン」

\*3 厚生労働省「『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気方法」

※ Q & AはR2.9.18時点の基準で作成しており、変更になる可能性があります。



業種ごとの感染予防  
ガイドライン\*2